

ビルマにおける賤民社会の発生とその現状

大 野 徹*

I 賤民部落の存在

1968年6月1日付のビルマ語日刊紙「労働者人民日報」に、次のような記事が掲載された。

「セインルインレーの小説『愛の網』をテーターウー映画のウー・チョータン監督が映画化した作品『身も心も愛する人』の中で、サガイン郡シーディー村、スンチェット村、パガンヤット村の3カ村が『賤民部落』として取り扱われているため、当該3村の住民約300人がマンダレー市將軍通り14番地のウィンライ映画館に抗議して上映撤回を要求した。このため、同映画の上映を予定していたウィンライとミョウゴンヤウンの両館では、上映を他の作品に変更することに決めた。」

続いて6月13日付の同紙では、「サガイン郡シーディー、スンチェット、パガンヤットの村民は、ヤーザマニスーラ・パゴダの石碑および貝葉によれば、このパゴダの維持、清掃を行なう義務はあるが、『賤民』として奉納寄進された者ではないと、シーディー村のウー・イェートゥット以下各村の代表がマンダレーの新聞記者団に説明した。」と報道された。そして、同紙6月18日付によれば、「サガイン郡シーディー村のウー・チュエは、最高裁のウー・トゥンウエー弁護士を通じて作家セインルインレー、出版責任者ウー・フラテイン、テーターウー映画社長ドー・ティーティー、

* 大阪外国語大学ビルマ語学科

監督ウー・チョータンの4名を、刑法第500条名誉毀損罪で下級特別裁判所に告訴した。」と報道された。

マンダレーからアマラプーラを通過して長さ1マイルのアバ鉄橋を渡ると、イラワジ川の西岸サガインに着く。サガインは西紀1322年にシャン族のアティンカヤーによって初めて王都と定められ、コンバウン王朝第2代の国王ナウンドーデーによって再度王都としての役割を果たしたことがある町である。¹⁾ この町の北6マイル半の所に、釣鐘型の巨大な白色のパゴダがある。形が女性の乳房に似ていることから日本では「おっぱいパゴダ」という名で知られるカウフムドー（正式の名称はヤーザマニスーラ）・パゴダである。ビルマ暦998（西紀1636）年にインワ王朝第3代の国王タールンによって建立された²⁾ このパゴダは、1738年のガリブネワズの襲撃にもよく耐えて³⁾、今日に至るもその見事な半球形を温存している。

サガインからシュエポー、モンユワへと続く道路をはさんで、このパゴダの南側に幾つかの村がある。これが問題のシーディー村、

1) The Ministry of Union Culture, Government of the Union of Burma. 1958. *Mandalay and its Environs*. Calcutta, p. 59.

2) 大阪外国語大学ビルマ語研究室編. 1960. 『ビルマ史年表』 p. 26.

3) Hall, D.G.E. 1956. *Burma*. London. p. 75., ハーベイ著 東亜研究所訳, 昭和19年. 『緬甸史』 p. 298., ハーベイ著 五十嵐智昭訳, 昭和18年. 『ビルマ史』 p. 156-7.

スンチェット村、パガンヤット村である。マンダレー文理大学ビルマ文学科の元助教授ウー・マウンマウンティン（現ビルマ史委員会マンダレー駐在研究員）の説明によれば、これら3カ村の村民はカウフムドー・パゴダが建立された時寄進された仏塔奴隷の子孫で、代々パゴダの維持、修理に従事してきた。奴隷部落はパゴダの周辺数マイルの範囲内に限られており、外部の一般民との通婚は原則として行なわれていない。一般民が奴隷部落民と結婚することは、自ら部落民化することを意味し、父母兄弟とは一生縁を切らなければならないという。確かに、カウフムドー・パゴダが建立された時、チェンマイ、アナン、マインプンのシャン人捕虜が仏塔奴隷として寄進されたという事実はある。⁴⁾のみならず、19世紀初頭までこのパゴダの周辺の村落に仏塔奴隷の子孫が住んでいたことが、クローファードによって確認されている。⁵⁾

社会的に大きな波紋をよび起こしたセインルインレーの作品「セイトゥー・コードゥー・チットゥー（身も心も愛する人）」は、1967年7月ラングーンの近代文学社から出版された。発行部数はわずか3,000である。内容を一読して、私は藤村の「破戒」を思い出した。社会的、身分的に差別されている賤民部落出身の若い女教師が、部落民なるが故に恋に破れ悩み苦しむが、結局、社会から身分的差別をなくすことが先決だという結論に達して郷里に帰り、解放運動を始める、というのがこのストーリーの概要である。この本の中では、サガインにあるカウフムドー・パゴダ近くの実在の村が、主人公の郷里として設定され

ている。村の名前まで明示されたことが、村人達の怒りをかい、告訴騒ぎにまで発展したのであろう。1968年6月4日付の「労働者人民日報」には、マンダレーの映画館に押しかけた村人達の写真と共に、顔にハンカチをあてて泣いている娘さん達の写真が大きく掲載されていた。自分達の住む村が「賤民部落」として広くビルマ全土に喧伝されることは、村民達にとって到底耐え得られないほどの屈辱であったに違いない。この映画はそういった意味では、確かに村人達の名誉を大きく傷つけたと言えるだろう。しかし、原作を読んで得た私の印象から言うと、この本は、数百年にわたって続けられてきた社会的差別に対する人間としての素朴な憤りと、いわゆる賤民部落、奴隷部落の解放を意図して書かれたものであり、決して興味本位で「非人部落」をテーマにしたのではないことだけは明らかである。従って、1968年6月2日付のビルマ語日刊紙「前衛」紙上で編集主幹のテインペーミンが述べているように、「ある部分のみを取り出して反対するのではなく、作品全体を見て批判すべき」であり、「原作者はこの問題を軽い気持で筆にしたのではなく、カウフムドー・パゴダの来歴、非人部落の起源、その現状等を詳しく調べた上で書いている」点が無視してはならないという意見も出てくるわけである。

ビルマの賤民社会を構成している乞食、隠亡、癩病患者等の、いわゆる「穢多非人」と、仏、法、僧の三宝に寄進された「仏塔奴隷」とは、起源的には別のものであるが、現代ビルマ人の感覚としてはそれらの厳密な識別は行なわれていない。言い換えると、現代ビルマでは、仏塔奴隷も乞食も癩患もすべて賤民として同一視されている。そして、そこに今回の告発事件のもう一つの原因が潜んでいる。

4) Harvey, G. E. 1925. *History of Burma*. London. p. 196.; Harvey, G. E. 1954. *Outline of Burmese History*. Calcutta. p. 118.

5) Crawford, John. 1829. *Journal of an Embassy from the Governor-General of India to the Court of Ava in the year 1827*. London. p. 200.

II 仏塔奴隷の起源⁶⁾

賤民階層の発生は、各時代を背景として歴史的に異なる。この内、文献的に遡り得る最古の形態は「仏塔奴隷」である。現存するビルマ語の各種碑文によれば、11世紀から13世紀にかけて建立された仏塔に多数の奴隷が奉納寄進されている。少ない時でも数人⁷⁾、多い時には千人以上⁸⁾もの奴隷が寄進された。寄進の対象は、三蔵⁹⁾、仏法¹⁰⁾、仏像¹¹⁾、仏塔¹²⁾、僧侶¹³⁾、僧団¹⁴⁾、三宝¹⁵⁾等であり、中でも仏塔への奉納奴隷が多い。奴隷は、個人の場合もあれば、村落単位で寄進される¹⁶⁾こともあった。奴隷寄進の目的は(1)仏教の永続¹⁷⁾、(2)輪廻からの脱却¹⁸⁾、(3)自己の入涅槃¹⁹⁾、(4)仏教信者すべての往生²⁰⁾等への祈願であり、同時に、(5)仏教および仏塔の破壊者に対する呪詛²¹⁾であった。こういった仏塔奴隷の発生は、モン族の間では少なくとも6世紀頃まで遡り得る。例えば、タイ国のロプブリ、ランポン等のドヴァラバティー遺跡出土のモン語碑文によれば、当時既に仏塔奴隷が存在して

- 6) ビルマの仏塔奴隷の概要については、第21回日本人類学会・日本民族学会連合大会(1966年)における研究発表、大野徹「碑文からみた12-14世紀中部ビルマの奴隷社会」において、取り扱われた。
- 7) Pe Maung Tin and G. H. Luce. 1933-56. *Inscriptions of Burma*. Portfolio I-V. Rangoon. Plate Nos. 6, 7, 8, 22, 34, 54, 156.
- 8) *Ibid.* plate Nos. 19b, 164, 201a.
- 9) *Ibid.* plate Nos. 10, 190a.
- 10) *Ibid.* plate No. 5.
- 11) *Ibid.* plate Nos. 3, 4, 7, 8, 11, 15, 21, 22, 27, 28, 32, 38, 39.
- 12) *Ibid.* plate Nos. 8b, 22, 101, 112.
- 13) *Ibid.* plate Nos. 10a, 21, 28, 30.
- 14) *Ibid.* plate No. 190a, 224.
- 15) *Ibid.* plate Nos. 13, 25, 82b, 102, 148.
- 16) Chas, Duroiselle. 1919. *Epigraphia Birmanica*. Vol. 1, pt. 1, p. 26.
- 17) Pe Maung Tin and G. H. Luce, *op. cit.*, plate No. 73.
- 18) *Ibid.* plate Nos. 12, 13.
- 19) *Ibid.* plate No. 10a.
- 20) *Ibid.* plate Nos. 6, 23.
- 21) *Ibid.* plate Nos. 7, 8, 12, 27, 28a, 51.

いた。²²⁾

ビルマにおける仏塔奴隷が、起源的には仏教徒としての信仰を堅固にし、仏教の永続を願い、涅槃を求めるという目的意識から生じてきたものである以上、元来「賤民」でもなければ「非人」でもなかった。このことは、寄進者の家族を、場合によっては寄進者自らをさえ奴隷として仏塔に捧身した例によって明らかである。すなわち、「緬紀543年マーガ年、緬曆4月満月、水曜日、トゥンケットは仏像全身に黄金の溶液を塗布せり(中略)。妻を捧げたり。姉娘も捧げたり。妹娘をも捧げたり。自分、妻、子2人、計4人を仏に奉納し、碑銘を刻せり(以下略)。」²³⁾ 従って、ビルマの仏塔奴隷が起源的には俘虜であったというハーベイの説²⁴⁾を裏づける証拠はない。確かに碑文によっては献上された奴隷の中にインド人の存在が認められるけれども、同時にビルマ人も奴隷として献上されているのである。「緬紀560年ブハサ年、緬曆7月下弦2日、金曜日、舍利を載せて奉納なされし袈裟千枚、ビルマ人奴隷500、インド人奴隷500、計1,000人、土地500パイ、牛500頭を献上なされたり。(以下略)。」²⁵⁾

III 奴隷の歴史的変遷と賤民社会の成立

最初、賤民的性格を全くもっていなかった仏塔奴隷も、その後次第に賤民的色彩を強め

- 22) Coedès, G. 1925. "Documents sur l'histoire politique et religieuse du Laos occidental," *BEFEO*. tome XXV, pp. 186-200.; Halliday, R. 1930. "Les inscriptions Môn du Siam," *BEFEO*. tome XXX, pp. 81-105.
- 23) Pe Maung Tin and G. H. Luce, *op. cit.* plate No. 6; Professor E. Maung. 1958. *Selections from the Inscriptions of Pagan*. Rangoon. plate No. 6.
- 24) Harvey G. E. *History of Burma*. p. 332.
- 25) Pe Maung Tin and G. H. Luce *op. cit.* plate No. 19b; Professor E. Maung. *op. cit.* plate No. 11; Pe Maung Tin and G. H. Luce. 1928. *Selections from the Inscriptions of Pagan*. Rangoon. plate No. 13.

るに至った。それは、奴隷が、(1)遺産として子孫に継承されたり²⁶⁾、(2)肉親相互間で譲渡されたり²⁷⁾、(3)遂には売買されたり²⁸⁾するようになったからである。参考資料として次の碑文を掲げる。

「緬紀576年プッサ年、緬曆4月下弦10日、御扇持ちキャットマミイサング死せり。遺産の奴隷を甥ンガー・ウリョングが売却せり。

(以下略)」²⁹⁾

仏塔奴隷の賤民化は、こうした奴隷の「商品」化と共に、本来彼らが一代限りではなく、子々孫々に至るまで絶対に贖身できない拘束された身分であったこと、従って、一般社会との隔離が恒久化するにつれ、次第に彼ら独自の閉鎖社会を構成してゆかざるを得なかったこと等も、その理由の一つにあげてよいであろう。コンバウン王朝末期のパゴダ奴隷がもはや賤民以外の何ものでもないことは、ユールやサンジェルマノによって指摘されている。すなわち、「パゴダ奴隷は捕虜の子孫である。彼らは賤民であって、一般社会とは交際しないし、通婚もしない。」³⁰⁾「(罪を犯した)女やパゴダ奴隷の処刑は、穢れ多いという理由から、普通の死刑執行人ではなく同じ奴隷の手によって行なわれた。」³¹⁾

仏塔奴隷として寺院や仏塔に奉納された捕虜の内、最も有名なものは、アノーヤター王に捕えられ、パガンのシュエジーゴン・パゴダに家族ともども捧げられたタトン国のモン王

マヌハであろう。³²⁾ 英領当時までシュエジーゴン・パゴダに近い西ニャウンウー村の村長は、マヌハ王の後裔であると信じられ、特別な敬意が払われていた。³³⁾ 仏塔に対するこうした捕虜の奴隷奉納は、下ビルマのモン王国においても同様であった。ハンターワディーの女王シンソープは、ラングーンのシュエダゴン・パゴダに500人の捕虜を奉納している。³⁴⁾

アノーヤター王は、タトンからマヌハ王と共に彫刻師、ろくろ師、画師、石工、漆工、金銀細工師、鍛冶、銅工、漢人回教徒、象医、象使い、馬医、騎馬師、楯製造工、銃砲製造工、料理人、髪結い、香料作り等多数のモン人技術者を捕虜としてパガンに拉致している。³⁵⁾ アノーヤターに限らず、異民族を征服したビルマ王は、すべて特殊な技能をもつ捕虜を連れ去った。例えば、アラウンパヤー王による1755年のシリアム攻略の結果捕虜となった外国人は、アルメニア、ポルトガル、ペルシャ、イギリス、フランス、オランダ等千人以上にのぼるが、彼らは砲術師、金銀細工師、塗物師、時計職人、鍛冶、彫刻師、銅細工師、裁縫職人、洗濯屋、左官、船大工、船員等の技術者であった。³⁶⁾

賤民社会を構成するに至った新たな要因の第2として、穢れ多き仕事、一般人からは忌

32) Shway Yoe. 1927. *The Burman, His Life and Notions*. London. p. 430.

33) Harvey, G.E. *History of Burma*. p. 28.

34) Schmidt, P.W. 1906. *Buch des Ragawan, Der Königsgeschichte*. Wien. p. 133. に“Vier Kriegsgefangen Grosssklaven (?) Buddhas, sie vier mitsamt 500 Menschen, alle diese gab sie zur Arbeit für Kyak Lagun.”とある。

35) U Kala. 1960. *Maha Yazawindawgyi*. Rangoon. vol. 1, p. 183.; *Hmannan Maha Yazawindawgyi*. Rangoon. 1963. vol. 1, p. 248.

36) Letwe Nawyahta hning Twinthindaikwun. *Alaunghpaya Ayaydawbon*. Rangoon. p. 98.

26) Pe Maung Tin and G. H. Luce. *Inscriptions of Burma*. plate Nos. 70, 74, 79, 88, 129, 140, 141b, 144, 149, 150, 198, 202, 212.

27) *Ibid.* plate No. 392.

28) *Ibid.* plate Nos. 75ab, 76, 78b, 79a, 81, 128, 134a, 160, 161, 194, 393.

29) *Ibid.* plate No. 75a; Professor E. Maung. *op. cit.* plate No. 31.

30) Yule, Henry. 1858. *A Narrative of the Mission sent by the Governor-General of India to the Court of Ava in 1855*. London. p. 167.

31) Sangermano Rev. Father. 1893. *The Burmese Empire*. Westminster. p. 85.

避され嫌悪される職業の従事者、すなわち「非人」階層の発生をあげることができる。死刑執行人、牢番、棺作り、隠亡、墓守り等がその中に入る。前2者は、起源的には殺人、窃盗、強盗等の犯罪人で、頬に環型の入墨を施され、胸には犯した罪名が記されていた³⁷⁾ことから「パグウェッ」ともよばれた。³⁸⁾これらの非人は、一般の民家に立ち入ることを禁止されていたばかりか、城壁内(町)には一步も踏み入ることを許されていなかった。³⁹⁾

葬儀に関する仕事の従事者は、元来仏塔奴隷から派生した層である。⁴⁰⁾彼らは通常「サンダーラ」とよばれ⁴¹⁾、後、癩病患者、乞食等と融合していった。⁴²⁾

癩病患者および乞食も賤民社会の構成員である。前者はその疾病故に一般社会から放逐隔離され、特定の地域に居住が限定されるようになって賤民社会入りした。乞食は癩または手足の不具等によって自ら生計を営むことができぬため生じた。⁴³⁾

上述のような起源を異にする幾つかの被差別階層は、時代の推移と共に融合し、仏教奴隷の村落=乞食村=癩患部落という現代的な観念を作りあげていった。

IV 賤民社会の内容

これらの被差別階層には職業が限定されており、職業内容によってその呼称も異なる。マンダレー文理大学ビルマ文学科教授ウー・チャンミヤの記述によれば、被差別階層は名

37) Sangermano. *op. cit.* p. 85.

38) Crawford. *op. cit.*

39) Shway Yoe. *op. cit.* p. 432.

40) *Ibid.* p. 432.

41) Taw Sein Ko. 1960. *Records of the Hlut-taw*. Rangoon. p. 241.

42) Crawford. *op. cit.*

43) *Ibid.* pp. 251-255.

称上次の14種に分けられる。⁴⁴⁾

- 1) ポンタウンヤーサカー…乞食
 - 2) トゥーボンザー…乞食
 - 3) タダウンザー…乞食
 - 4) ケーバー…乞食(世襲的仏塔奴隷)
 - 5) チュンティードー…仏教奴隷の総称。これは、(i) 仏塔奴隷、(ii) 寺院奴隷、(iii) 三宝奴隷、(iv) 戒壇奴隷等に細分される。
 - 6) ティンチー…僧団奴婢
 - 7) ティンリン…僧団奴婢
 - 8) トゥパヤーザー…葬儀屋
 - 9) ペックウェッサー…窮民
 - 10) ドゥンサンダー…火葬屋
 - 11) サンダーラ…隠亡。これは、さらに次の5種に分かれる。(i) サッ(棺作り)、(ii) アフムン(棺の塗装職人)、(iii) トゥーガウンダン(遺骸の担い手)、(iv) ティンジョウカイン(死体の埋葬人)、(v) トゥイントゥー(墓掘り)。⁴⁵⁾
 - 12) クワダー…仏塔清掃奴隷
 - 13) パンフマインチョン…清掃業従事者
 - 14) トゥエーマスン…癩病患者
- 一部重複している所もあるが、乞食、仏塔奴隷、隠亡、癩疾の4種にまとめられよう。

ヨーロッパ人の中でビルマの賤民組織を比較的詳しく記述しているクロフアードは、奴隷と賤民とを区別している。⁴⁶⁾

1. 奴 隷

- (1) 負債奴隷。負債に対して労働力を担保とする債務者のことで、負債を完済するまでは債権者の奴隷とみなされる。担保となった者が女性であり負債金額が25ティカル以上の場合には、債権者は彼女を

44) Mya Kay Tu. 1966. *Nan Dalay Hmattanmya*. Rangoon. pp. 7-11.

45) サンダーラは、トーセイコーによっても、5種に分類されている。Taw Seinko. *op. cit.*

46) Crawford. *op. cit.* pp.398-400.

妾にすることができる。ただし、債権者が強制的に女奴隷と同棲した時、あるいは女奴隷が男児を出産した時には、彼女の負債は帳消しとなり自由人になれる。奴隷は自由に売買できる。奴隷の所有権は移転可能である。

- (2) 世襲的奴隷。通常、戦争の捕虜である。アバ、アマラプーラの住民の大半は、マニプール、カチャール、アッサムの捕虜かまたはその子孫である。奴隷とはいっても手かせ足かせをされることはない。

2. 賤民

パゴダ奴隷、隠亡、死刑執行吏、牢番、癩病患者、四肢を切断された者、売春婦。

クローファードが従来に賤民とは別に、マニプール、カチャール、アッサムの戦争捕虜を奴隷として取り扱っていることから、コンバウン王朝時代の被征服民族がおかれた立場を推測することができる。新しい戦争捕虜に対するビルマ人の感覚は、在来賤民とは別個のものであった。

売春婦についてはユールも指摘している。「売春婦は肉親によって売られたか、債権者に対する負債の代償として贈られたか、いずれにせよ奴隷である。」⁴⁷⁾

コンバウン王朝のボウドーパヤー王の勅令集によれば、当時の奴隷は、1. 宗教に関係のないもの、2. 宗教に関係のあるものの2群に大別され、さらに次のように細別されている。⁴⁸⁾

1. 宗教に関係のない奴隷

- 1) *Atṭika* 裁判の判決結果によって得た奴隷。罵詈雑言、殴打、窃盗、姦通、負債、侮辱等6種の罪状による。

47) Yule, Henry. *op. cit.* p. 161.

48) *Myamma Min Okchokpon Sadan with Appendix to King Bodaw Phaya's Yazathat Hkaw "Ameindaw Tangyi," Part II.* Rangoon. 1965. pp. 45-47.

- 2) *Dhanakkita* 購入奴隷
 3) *Dāsiza* 奴隷の子 (*Thabauk* ともいう)
 4) *Antōza* 父母からの遺産奴隷
 5) *Wandī* 俘虜 (降伏した場合)
 6) *Gāha* 捕虜 (捕えた場合)
 7) *Hattha* 捕虜 (生け捕りにした場合)
 8) *Añadinnam* 譲渡奴隷。国王からの拝領、肉親からの贈与、姻族からの譲渡の3種がある。
 9) *Bhattika* 食費を払って得た奴隷
 10) *Aziwa* 質受け奴隷
 11) *Ziwa* 担保奴隷
 12) *Sewa* 入質奴隷
 13) *Muccana Asangka* 贖身を拒否した奴隷
 14) *Sangka Mapacchākata* 贖身後、再度奴隷となった者
 15) *Bhikkhu pacchā kata* 得度または具足戒のため釈放された者が再度奴隷となった場合

2. 宗教に関係のある奴隷

- 1) 仏塔奴隷、2) 三宝奴隷、3) 寺院奴隷。この3者は *Kyunthīdaw* と総称される。地域によりクワー、ケーバー、トゥパヤーザ、トゥーボンザー、タダウンザー、ドンサンダー等の異称がある。3者とも1885年まで存在していたが、現在では有名なパゴダに少数の「仏塔奴隷」が残っているにすぎない。これらの奴隷3種は、さらに優、中、下、劣の4等級に細分され、劣階層にサンダーラが含まれる。

シュエヨー (本名 J. G. Scott) は、その著『ビルマ人；その生活と観念』の第45章において「奴隷および賤民」を次のように分類している。⁴⁹⁾

- 1) *Parakyun* 仏塔奴隷

信仰の場の奉仕人で穢多社会の賤民で

49) Shway Yoe. *op. cit.* pp. 427-434.

ある。一生贖身不能であるばかりでなく、子孫もまたパゴダの奴隷として贖身できない。死刑を免れた戦争捕虜がその起源である。大きなパゴダには今でもパラチュンが付属しており、特に多数のパゴダがあるパガンが有名。ここにはパラチュンの王が住んでいる。

2) Lamaing 王領地の農奴

3) Tadaungza 乞食

定職をもたず、もっぱら他人の恵みによって暮らしている。パゴダ奴隷同様、パガンがその中心地。

4) 癩病患者

特定の部落にのみ居住している。仏教の祭日にはパゴダの石段に群がり、参拝者達から食物や金銭等の施し物を貰う。

5) 棺作り、隠亡、墓堀り、墓守り

起源的にはパラチュンから派生した。

6) Pagwet 死刑執行吏、牢番、巡察吏

普通の民家および城内への立ち入りは厳重に禁止されている。パグウェットは、犯罪人の頬に施された環型の入墨のこと。

V 被差別階層とその解放

これらの賤民社会、就中、仏塔奴隷の村落はパゴダと切り離しては存在し得ない。有名なパゴダの近辺にはたいてい賤民部落がある。中でも有名なのはシュエジーゴン・パゴダのあるチャウンウー（パガン）であろう。⁵⁰⁾

ラングーンでも19世紀初頭までは、シュエダゴン・パゴダの奴隷と考えられる多数のタライン族が、ある首長の配下にいた事が報告

されている。⁵¹⁾

このほか、パコック、マグウェー、ミンヂャン、サレー、ミンブー等にもタライン族の奴隷部落があり、英領併合まで西チャウンウー村の奴隷王の支配下にあった。⁵²⁾

今日その存在が確認される賤民部落は、(1) ミンヂャン町第10区、(2) ミンブー県サグ郡カラゴン村、パガンフミョ村、サグタウン村、(3) チャウンウー町 ミンガラタージー区、ウェッチーイン区、(4) チャウンウー郡ミインカバー村、(5) パコック町等である。

こういった歴史的遺産としての仏塔奴隷、または賤民社会は、1947年の制憲議会で行なわれた初代ビルマ大統領サツ・シュエタイの次のような布告によってその存在が法的に否定された。⁵³⁾

「君主専制政治の下で歴史的に形成された隠亡、乞食、仏塔奴隷、寺院奴隷、僧団奴婢等は、本日以降いかなる職種であれ本人の自由意志によって就業できるものとする。」

1948年のビルマ共和国連邦憲法によれば、「国民はすべて平等の権利を有する。人種、宗教、性別、社会的身分の別なく平等の権利をもち」、また国民は自由であって「購買奴隷、人身売買は憲法によって禁止」されている。従って、門地的「仏教奴隷または乞食階層の存在は認められない」のである。⁵⁴⁾

以上のような趣旨に沿って、ウー・ヌ政府はパガン、チャウンウーにある寺院奴隷や隠亡村落において身分的差別はもはやあり得ないことを強調し、村民を啓蒙した。それにもかかわらず仏塔奴隷、賤民をビルマ社会から根絶し得なかった理由は、(1) 寺院奴隷、仏

50) Harvey, G.E. *History of Burma*. p. 351.; *Outline of Burmese History*. p. 21.; Shway Yoe. *op. cit.* pp. 429-430.; Cox Hiram. 1825. *Voyage du capitaine Hiram Cox dans l'empire des Birmans avec des notes et un essai historique sur cet empire*. tome second. Paris. pp. 364-365.

51) Crawford. *op. cit.* p. 68.

52) Harvey, G.E. *History of Burma*. p. 351.

53) Mya Kay Tu. *op. cit.* p. 2.

54) Maung Maung. 1959. *Do-Pyitaungzu Myanma Naingan Phwezi Okchokpon*. Rangoon. pp. 27-32.; Maung Maung. 1961. *Burma's Constitution*. The Hague. p. 95.

塔奴隷は、一般社会との接触を畏怖している。(2)身分的階級は歴史的、伝統的遺産であって、賤民階層とは接触すべきでないという差別観念が一般社会に残存している。(3)仏塔奴隷、寺院奴隷は、一定期間以上乞食行為を怠ったならば癩病になるという強い迷信が賤民達の間にある等々の理由によるという。⁵⁵⁾

1958年のネーウィン暫定政権登場後、これら歴史的、伝統的奴隷の解放、賤民社会の解消運動が推進された。1962年再度登場したネーウィン政府は、賤民に対する職業訓練と就職斡旋に重点をおいて、被差別階層の解放に積極的に取り組んだ。(ウー・ヌ政府が解放運動に成果をあげ得なかった理由は、実にこの点にあった。賤民は先祖代々「乞食」行為で暮しをたててきたため、自活手段を何らもっていなかったのである。)

こうして乞食生活に別れを告げた人数は、1967年4月までにミンブー県サグ郡だけでも75人いる。そのほか、目下12人が水産業、18人が建設業界に入るべく準備を進めている。⁵⁶⁾ 同年9月には、パガンの世襲的乞食83世帯が

従来の生活を棄てて働くようになった。⁵⁷⁾ その内、すでに72人が就職している。内訳は、ローピータ発電所15人、道路工事10人、ニャウンウー町委員会3人、ニャウンウー配電所1人、トラクター運転受講生6人、水産業11人、畜産業9人、調薬士7人、小売商5人、機織り2人、漆器製造2人、公共事業公社作業員1人である。⁵⁸⁾

こうして乞食生活からぬけ出し更生した人は、1968年7月3日現在関係当局に提出された書類によると、180人に達している。⁵⁹⁾ その後、ミインヂャンでも「乞食」生活を棄てた人達が小売り活動を開始した。⁶⁰⁾

賤民社会の解消、仏塔奴隷、乞食階層の解放は、彼らに対する啓蒙教育だけではなかなか実現するものではない。被差別階層民に対する職業訓練と就職斡旋という具体策に裏づけられた強力な行政措置と、一般社会にまだまだ根強く残っている差別意識、誤った差別観念を取り除く努力とが相乗的に機能してこそ、初めてその実現が可能になると言えよう。

55) Mya Kay Tu. *op. cit.* p. 5.

56) ビルマ語日刊紙「労働者人民日報 (Loktha pyidu nezin)」1967-6-18.

57) *Ibid.* 1967-9-14.

58) *Ibid.* 1967-9-15.

59) *Ibid.* 1968-8-31.

60) *Ibid.* 1968-11-28.